

令和 2 年 2 月 27 日開催

令和元年度
燕市農業委員会第 11 回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第11回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年2月27日(木曜日)
午後1時30分～午後2時31分

2. 開催場所 吉田産業会館 第一会議室

3. 出席委員(28名)

1番 金山 吉夫	12番 大久保政博	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	13番 山上 忠	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	14番 中村 幸夫	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	15番 伊藤 均	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	16番 伊藤 和夫	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	17番 土田 喜七	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	18番 本田 繁	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	19番 荻原 一郎	28番 澤口 義明
9番 廣野 和夫	20番 明田栄以知	29番 和田 正春
10番 山田 直子		

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 11番 早渡秀夫、
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第30号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告
報告第31号 農地転用事実確認願いについて
報告第32号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 66 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 67 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 69 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 70 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定
について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

14 番 中村 幸夫 15 番 伊藤 均

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、11 番 早渡秀夫委員より欠席の報告がきております。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 28 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 11 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 14 中村幸夫 委員及び</p> <p>議席番号 15 伊藤 均 委員にお願いします。</p>
議 長 事務局	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 30 号から第 32 号を事務局に一括して報告を求めます。</p> <p>会長報告第 30 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号 154 番 白山町一丁目の田、1 筆、面積 221 m²、地権者管理に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 155 番 道金字中曾根の田、1 筆、面積 390 m²、中間管理移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 156 番 中島字上表の田、他計 2 筆、面積 251 m²、基盤法売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 157 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 1,240 m²、(小作人取得) 3 条売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 158 番 道金字榎島の田、外計 18 筆、面積 15,693 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 159 番 道金字屋敷付の田、外計 8 筆、面積 5,823 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 160 番 道金字屋敷付の田、外計 40 筆、面積 30,272 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 161 番 吉田法花堂字大開の田、計 2 筆、面積 6,000 m²、基盤法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 162 番 佐渡山字川下の田、外計 3 筆、面積 1,589 m²、相対での耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続いて、農協転貸の解約であります。</p> <p>なお、番号 163 番から 179 番までの解約理由は、中間管理移行であります。</p> <p>受付番号 163 番 杉名字杉名の田、計 5 筆、面積 4,094 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 164 番 道金字屋敷付の田、1 筆、面積 760 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 165 番 道金字屋敷付の田、計 3 筆、面積 1,728 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 166 番 道金字屋敷付の田、外計 4 筆、面積 3,657 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 167 番 道金字屋敷付の田、外計 11 筆、面積 7,175 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 168 番 道金字中曽根の田、外計 8 筆、面積 7,275 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 169 番 道金字中曽根の田、他計 7 筆、面積 7,078 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 170 番 道金字中曽根の田、外計 22 筆、面積 12,057 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 171 番 道金字中曽根の田、計 7 筆、面積 6,998 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 172 番 道金字中曽根の田、1 筆、面積 1,021 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 173 番 道金字中曽根の田、1 筆、面積 442 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 174 番 道金字中曽根の田、計 3 筆、面積 1,338 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 175 番 道金字中曽根の田、1 筆、面積 1,021 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 176 番 道金字中曽根の田、計 2 筆、面積 2,042 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 177 番 道金字中曽根の田、計 2 筆、面積 2,138 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 178 番 道金字沢田の田、他計 2 筆、面積 2,459 m²、利用権</p>
-----	---

事務局	<p>の解約であります。</p> <p>受付番号 179 番 道金字中曾根の田、外計 9 筆、面積 9,016 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 180 番 杉名字杉名の田、1 筆、面積 909 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 181 番 小池字下通の田、他計 4 筆、面積 3,879 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 182 番 佐渡山字川中の田、1 筆、面積 3,000 m²、基盤強化売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 183 番 富永字仲沖の田、外 13 筆、面積 8,805 m²、賃借人の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 184 番 富永字松田の田、外計 17 筆、面積 13,147 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 185 番 吉田西太田字札木の田、外計 3 筆、面積 4,878 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>次の 186 番から 193 番までも中間管理移行に伴う解約であります。</p> <p>受付番号 186 番 佐渡山字浦谷地の田、計 2 筆、面積 343 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 187 番 横田字前田の田、他計 2 筆、面積 4,090 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 188 番 横田字前田の田、1 筆、面積 2,040 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 189 番 横田字前田の田、1 筆、面積 1,020 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 190 番 横田字前田の田、1 筆、面積 1,931 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 191 番 横田字前田の田、1 筆、面積 411 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 192 番 横田字前田の田、1 筆、面積 3,060 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 193 番 横田字前田の田、1 筆、面積 3,008 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 194 番 国上字居下の田、1 筆、面積 698 m²、地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 195 番 国上字居下の田、外計 7 筆、面積 3,222 m²、耕作者変更及び地権者管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 196 番 砂子塚字諏訪ノ木の田、他計 5 筆、面積 6,225 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>受付番号 197 番 道金字屋敷付の田、他計 5 筆、面積 3,938 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 198 番 道金字中曾根の田、1 筆、面積 195 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 199 番 佐渡山字川下の田、1 筆、面積 195 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 200 番 大保字乗出の田、1 筆、面積 677 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 201 番 大保字乗出の田、1 筆、面積 176 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 202 番 溝古新字石塚の田、計 3 筆、面積 1,975 m²、大豆作付に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 203 番 横田字前田の田、1 筆、面積 445 m²、中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続いて、中間管理機構の解約であります。</p> <p>受付番号 204 番 小中川字本地浦の田、1 筆、面積 3.3 m²、新潟県の用地買収に伴う利用権の解約であります。</p>
<p>事務局</p>	<p>また、事前審査会では、中村委員より</p> <p>一つ目に、賃貸人は大字佐渡山自治会となっているが、自治会では農地の所有ができないのでは。</p> <p>二つ目に、大字佐渡山自治会は認可地縁団体なのか。</p> <p>三つ目に、自治会長が変わった際には、その都度登記を変更するのか、との質問がありました。</p>
<p>事務局</p>	<p>一つ目につきましては、今回解約の申請があった農地は、農地法が昭和 27 年に施行される以前から、大字佐渡山自治会の所有であることから、農地の所有が違法であるということではない、ということ。</p> <p>また、大字佐渡山自治会は、認可地縁団体であります。</p> <p>三つ目ですが、自治会長が変わった場合は、燕市（総務課）に届出を行い、市が告示をします。登記簿の変更はありません。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、会長報告第 31 号、「農地転用事実確認について」であります。</p> <p>受付番号 15 番 灰方字上ノ境の田、1 筆、面積 25 m²、転用目的は住宅、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 13 号令和 2 年 1 月 27 日であります。</p> <p>受付番号 16 番 長所字浦田川東の田、計 2 筆、面積 4,312 m²、転用</p>

	<p>目的は鶏舎及び倉庫、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 14 号令和 2 年 1 月 30 日であります。</p> <p>受付番号 17 番 五千石荒川一丁目の畑、1 筆、面積 289 m²、転用目的は瓦積み置場及びプレハブ車庫、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 15 号令和 2 年 1 月 31 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 32 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 23 番 野中才字下谷地の畑、計 2 筆、面積 254 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、有り、昭和 41 年 5 月 24 日、農地法第 5 条、工場及び資材置場。原状回復命令の有無は無し。用途地域内です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p> <p>議事の都合上、ほかの議案に先がけて、議案第 66 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 66 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明します。議案の 20 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 19 番 富永字腰廻の田、1 筆、面積 244 m²、当初計画者と承継者は親子で、転用目的は住宅から畑に変更されるものであります。位置図は、議案資料 1 頁をご覧ください。</p> <p>本件は、令和元年 9 月総会で「住宅建築」として転用許可となり所有権移転も完了している案件であります。が、宅地の地盤改良等の追加費用がかさむことが判明したため、住宅建築を断念し、農地として元の所有者に戻す申請であります。</p> <p>また併せて、農地法第 3 条申請で所有権移転が提出されているところであります。</p> <p>受付番号 20 番 水道町四丁目の田、計 2 筆、面積 896 m²、当初計画者から承継者に変更されるとともに、転用目的は社宅から駐車場 31 台に変更、令和 2 年 4 月 2 日完工予定</p>

	<p>であります。位置図は、議案資料 2～3 頁をご覧ください。近隣のスイミングスクールの駐車場が不足しているため、駐車場を造成するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 2 月 19 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>2 月 19 日、午後 1 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 1 事前審査委員会、全員で審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」2 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。議案の 18 頁にお戻りください。</p> <p>受付番号 42 番 富永字腰廻の田、1 筆、面積 244 m²、契約内容は贈与、位置図は、議案資料 1 頁にお戻りください。</p> <p>先ほど計画変更承認で説明した住宅建築を断念し、農地として元の所有者に戻すための申請であります。</p> <p>受付番号 43 番 小高字上割前の田、1 筆、面積 1,021 m²、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、議案資料 4 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 44 番 小高字上割前の田、1 筆、面積 1,021 m²、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、同じく議案資料 4 頁になります。</p> <p>受付番号 45 番 溝村新田字早通の田、1 筆、面積 3,000 m²、契約内容は弥彦村地籍の農地との交換、位置図は、議案資料 4 頁になります。</p> <p>受付番号 46 番 源八新田字二番割の畑、計 2 筆、面積 630 m²、契約</p>

	<p>内容は売買、対価は〇円、位置図は、議案資料 4 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 47 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 658 m²、契約内容は売買、対価は 10 アール〇円、位置図は、議案資料 5 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 48 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 1,240 m²、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は、同じく議案資料 5 頁です。</p>
事務局	<p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p>
事務局	<p>関係する委員の案件としては、受付番号 44 番が土田委員の関係案件となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 2 月 19 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号 44 番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」、番号 44 番を除いた 6 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 17 番土田委員は退席願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 1 時 55 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、農地法第 3 条許可申請、受付番号 44 番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第 3 条申請、受付番号 44 番について、意見がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後1時57分)</p>
議 長	<p>退席された土田委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>次に、議案第67号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第67号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号20番 大曲字居付の畑、1筆、面積162㎡、転用目的は住宅及び倉庫、令和2年9月30日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料6～7頁をご覧ください。</p> <p>隣接する宅地との一体利用により、子どもの住宅を建築するものであります。併せて、S20～30年頃に建築されていた倉庫の申請をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また申請に併せて、始末書が提出され、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>受付番号21番 東太田字荒井江西の雑種地、他計3筆、面積1,974.15㎡、転用目的は共同住宅(3棟22戸)、及び駐車場(30台)、令和2年9月30日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料8～9頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>

	<p>受付番号 22 番 東太田字杉名田の田、計 3 筆、面積 351 m²面積、転用目的は駐車場 (9 台)、埋め立て済みであります。位置図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>国道 289 号線交差点改良工事に伴い隣接農地を埋め立て駐車場としていたものであります。今回違反転用である旨を確認したため、始末書を添付し申請となったものであります。</p> <p>申請地は、宅地と道路に三方を囲まれた農振白地の農地で、集積等に影響はなく、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また、この申請につきましても、事前審査会で始末書を読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>受付番号 23 番 熊森字堤外の畑、1 筆、面積 211 m²、転用目的は工場、完工済みであります。位置図、土地利用計画図は議案資料 12～13 頁をご覧ください。</p> <p>相続した土地を確認したところ、昭和 42 年頃に転用許可を得ずに工場が建設されたものであります。</p> <p>今回違反転用である旨を確認したため、始末書を添付し申請となったものであります。</p> <p>申請地は農振白地の集落内に点在する農地で、集積等に影響もなく、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>併せて、地権者より「始末書」が提出されており、事前審査会で読み上げさせて頂いたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 2 月 19 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第 4 条の規定による許可申請 4 件、異議がなかった事、また事前審査会では、3 件について事務局が始末書を読み上げ、これを確認しております。以上報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p>

議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 68 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 68 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 75 番 小高字新田の田、計 2 筆、面積 220 m²、転用目的は資材置場、契約内容は売買、令和 2 年 4 月 19 日完工予定であります。位置図、土地利用計画図は議案資料 14～15 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、高速道路の残地で、高速道路を挟んで事業を営む申請者が事業の拡大に伴い、資材置場として活用するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるのであります。</p> <p>受付番号 76 番 小高字未明の畑、1 筆、面積 85 m²、転用目的は資材置場、契約内容は売買、令和 2 年 4 月 19 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 16～17 頁をご覧ください。事業の拡大に伴い、資材置場を設置するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の農地で、堤防、新幹線、都市計画道路に囲まれている市街地に点在する農地であることから営農への影響は無く、第 3 種農地であると判断されるのであります。</p> <p>受付番号 77 番 水道町四丁目の田、計 2 筆、面積 896 m²、転用目的は駐車場 (31 台)、契約内容は賃貸借、令和 2 年 4 月 2 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 2～3 頁にお戻りください。</p> <p>先ほど、事業計画変更承認で説明した案件であります。スイミングスクール駐車場が手狭になったため、近隣に駐車場を設置するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内</p>

事務局	<p>の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるのであります。</p> <p>受付番号 78 番 吉田下町の畑、計2筆、面積 513 m²、転用目的は宅地造成(2区画)、契約内容は売買、令和2年5月31日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料18～19頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるのであります。</p> <p>受付番号 79 番 粟生津字山王の畑、他計5筆、面積 2,669 m²、転用目的は工場及び駐車場(25台)、契約内容は売買、令和2年10月31日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料20～21頁をご覧ください。</p> <p>申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるのであります。</p> <p>受付番号 80 番 小高字外山田の田、1筆、面積 350 m²、転用目的は倉庫、契約内容は売買、令和2年6月30日、完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料22～23頁をご覧ください。</p> <p>事業拡大に伴い、製品置場が不足したため、倉庫を建築し事業の利便性を図るものであります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるのであります。</p> <p>受付番号 79 番について、補足説明をいたします。</p> <p>当該案件は、第2種中高層住居専用地域内の農地に、工場及び駐車場を整備するものでありますが、建築基準法第48条第4項に規定される用途地域内の建築物の用途制限に該当することから、同項ただし書きに基づく許可手続きが進められております。</p> <p>去る、2月17日(日曜日)に、地元で開催された公聴会では、出席者</p>
-----	--

	<p>からの反対意見は無く、3月中に新潟県が開催する建築審査会にかけられる、としています。</p> <p>農地転用許可基準では、「事業実施の確実性」の確保の観点から、転用許可申請に係る事業の施行に関し、法令により義務付けされている行政庁との協議を現に行っていること、更には、行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込みがあることが、許可要件となっています。</p> <p>このような状況を踏まえまして、慎重審議をお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る2月19日、第1事前審査委員会が開催されていますので三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第5条許可申請6件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第69号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第69号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。初めに、所有権移転であります。</p> <p>受付番号23番 中島字上表の田、外計2筆、面積251㎡、所有権の移転は令和2年3月24日、対価は〇円、引渡し時期は3月31日、契約内容は売買。位置図、土地利用計画図は議案資料24頁をご覧ください。</p> <p>以下、移転・引渡し時期は同じですので、お読み取りください。</p> <p>受付番号24番 吉田法花堂字大開の田、計2筆、面積6,000㎡、対価は〇円、売買、位置図、土地利用計画図は同じく議案資料24頁をご覧ください。</p> <p>受付番号25番 佐渡山字川中の田、1筆、面積3,000㎡、対価は150万円、売買、位置図、土地利用計画図は議案資料25頁</p>

	<p>をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定であります。</p> <p>事前配布してございますので、新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>議案の 27 頁をご覧ください。新規設定は農協転貸のみとなります。</p> <p>受付番号 247・248 番 牧ヶ花字向野の田、計 2 筆、面積 3,198 m²、10 年の新規設定であります。以下、対価はお読み取りください。</p> <p>受付番号 249・250 番 地蔵堂字町畑の田、1 筆、面積 677 m²、10 年の新規設定であります。</p> <p>受付番号 251・252 番 新堀字荒川の田、1 筆、面積 3,000 m²、10 年の新規設定であります。</p> <p>以下、受付番号 271 番まで、全て再設定となります。</p> <p>関係する委員の案件として、再設定の受付番号 254 番が遠藤委員の関係案件となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 2 月 19 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である利用権の再設定、受付番号 254 番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権の移転 3 件、利用権の新規設定 6 件、番号 254 番を除いた再設定 27 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 26 番遠藤委員は退席願います。</p>
	<p>(関係委員 退室 午後 2 時 17 分)</p>
議長	<p>それでは、関係委員の案件、農用地利用集積計画 (案)、受付番号 254 番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

三浦委員長	審査の結果、利用権の再設定、受付番号 254 番について、意見がなかった事を報告致します。
議長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議長	(質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。
議長	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。
議長	関係委員は、入室願います。
議長	(関係委員 入室・着席 午後 2 時 18 分)
議長	退席された遠藤委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
関係委員	ありがとうございました。
議長	次に議案第 70 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第 70 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について、及び農用地利用配分計画の認可について」であります。議案の 34 頁をご覧ください。
事務局	はじめに、農用地利用集積計画であります。こちらも事前に配布してございますので、集積計画の一番目のみ読み上げさせていただきます。受付番号 113 番 小牧字外畑の田他、計 12 筆、面積 1,185 m ² 、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 11 年であります。
事務局	以下は、議案をお読み取りください。
事務局	続いて、議案の 47 頁をご覧ください。
事務局	10 年の集積計画であります。
事務局	受付番号 176 番 柚木字浜田の田他、計 9 筆、面積 6,607 m ² 、設定期間は令和 12 年 3 月 31 日までの 10 年であります。
事務局	続いて、議案の 48 頁をご覧ください。
事務局	6 年の集積計画であります。
事務局	受付番号 177 番 溝古新字石塚の田、計 3 筆、面積 1,975 m ² 、設定期間は令和 7 年 12 月 28 日までの 6 年であります。

事務局	<p>続いて、配分計画であります。<u>49 頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号 57 番 小牧字外畑の田他、計 12 筆、面積 1,185 m²、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 11 年であります。以下お読み取りください。</p> <p>また、関係委員の案件としては、49 頁の配分計画の受付番号 57 番に笠原委員、57 頁の受付番号 70 番に伊藤和夫委員、59 頁の受付番号 75 番に大久保委員の案件があります。</p>
事務局	<p>続いて、議案の 61 頁をご覧ください。10 年の配分計画になります。</p> <p>受付番号 78 番 柚木字浜田の田他、計 9 筆、面積 6,607 m²、設定期間は令和 12 年 3 月 31 日までの 10 年であります。</p>
事務局	<p>続いて、議案の 62 頁をご覧ください。6 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 79 番 溝古新字石塚の田、計 3 筆、面積 1,975 m²、設定期間は令和 7 年 12 月 28 日までの 6 年であります。</p>
事務局	<p>配分計画の合計としては、燕地区 11 名、211,977 m²、吉田地区 5 名、45,866.61 m²、分水地区 4 名、30,874 m²、合計 20 名、288,718.61 m²であります。</p>
事務局	<p>次に、配分計画の移転であります。63 頁をご覧ください。</p> <p>こちらも一行目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 13 番 又新字焼野の田、計 2 筆、面積 511 m²、設定期間は、令和 8 年 2 月 5 日までの 6 年であります。</p> <p>以下、受付番号 18 番まで、合計 6 件で 6 年、8 年、10 年の移転が提出されています。</p> <p>また、関係委員の案件としては、配分計画の移転、受付番号 14 番から 16 番に笠原委員の案件があります。</p>
事務局	<p>また、今回の利用集積計画、及び中間管理事業では、5 つの農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 66 頁の議案第 69 号・70 号関係資料の「別紙」をご覧ください。</p> <p>有限会社「真木農産」から、5 つ目の有限会社「下中野農産」まで、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 2 月 19 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、関係委員</p>

三浦委員長	<p>の案件である配分計画、受付番号 57 番、70 番、75 番、及び配分計画の移転 14 番から 16 番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
議 長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画 64 件、異議がなかった事、また、農用地利用配分計画のうち、関係委員の案件 3 件を除いた 20 件、関係委員を除いた配分計画の移転 3 件について、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり決定する事、また農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 8 番笠原委員、12 番大久保委員、16 番伊藤和夫委員は退席願います。</p>
	<p>(関係委員 退室 午後 2 時 27 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画(案)、受付番号 56 番、69 番、75 番、及び配分計画の移転、受付番号 14 番から 16 番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>利用配分計画(案)、受付番号 57 番、70 番、75 番、及び配分計画の移転、受付番号 14 番から 16 番について、意見がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後 2 時 30 分)</p>

議 長	<p>退席された笠原委員、大久保委員、伊藤委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 69 号及び議案 70 号の案件につきましては、3 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 11 回総会を閉会致します。</p>
	<p>(終了時刻 午後 2 時 31 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年2月27日

総 会 議 長 本井作登志

議事録署名委員 中村孝夫

議事録署名委員 伊藤均
